

合気道徒手乱取競技規程の骨子案

(NPO) 日本合気道協会教育局

規定の理念：競技としての曖昧さを廃し、審判も実践者も観戦者もわかりやすく、面白い競技。シンプルに、安全に。

第1条（競技時間）

競技時間は3分とする。

第2条（試合の技）

試合は乱取り 17 本の形の技とその応用技で勝負を決する。

第3条（勝負の判定）

試合は一本勝負とする。得点となる徒手技の判定は「一本」「技有」「有効」の三種類とし、各技の判定基準は以下のとおりとする。

一本

当身技・浮技：相当の勢い、あるいははばみで、だいたい仰向け又はうつ伏せに倒したとき。

関節技：①だいたい仰向け、またはうつ伏せに倒したとき。

②反撃不可能かつ身動きできない状態に 2 秒以上制御したとき

※「技有」を 2 度とったとき。

技有

当身技・浮技：完全に「一本」と認めがたいが、今少しで「一本」となるような技のあったとき。

関節技：完全に「一本」と認めがたいが、今少しで「一本」となるような技のあったとき。

有効

当身技・浮技：「技あり」と認めがたいが、今少しで「技有」となるような技のあったとき。

優勢勝ち

①「技有」又は「警告」があったとき。「技有」は警告よりも優先される。

②「有効」及び「注意」の回数が多いとき。同数の場合は「有効」をとった回数。

③試合態度、技の効果と巧拙、及び反則の有無等を総合的に比較して僅少の差を認めたとき。

第4条（反則事項）

反則には、その程度に応じて、「反則負け」「警告」「注意」「指導」の四段階を置く。

指導

軽微な禁止事項を犯した場合

注意

少し重い禁止事項を犯した場合

「指導」 + 「指導」

「有効」と同等

警告

重い禁止事項を犯した場合「警告」

「注意」 + 「注意」

「技有」と同等

反則負け

極めて重い禁止事項を犯した場合

「警告」 + 「警告」

「一本」と同等

原則として「指導」とする場合

(注) 最初に与えられるものを「教育的指導」といい、反則とはならない。2回目は反則となる。

- (1) 積極的戦意に欠け、攻撃しないこと。
- (2) 試合中に場内で戦う努力をせず、場外に出ること。
- (3) 極端な変則姿勢をとること。
- (4) 故意に相手の道衣をつかむこと。
- (5) 品位に欠ける態度をとること。
- (6) 互いに相手の正面で膠着状態が続くこと。
- (7) その他これに準ずる行為

原則として「注意」とする場合

- (8) 相手の当身を体捌きせずに顔面で受け止めること。軽微な接触は当身に含まない。
- (9) 背後から両手で触れられた場合。
- (10) 指関節または首・脚関節（膝崩しは除く）を攻めること。
- (11) 手首や肘の損傷の恐れがある状態で技を施すこと。
- (12) 柔道技やレスリング技など、試合で決められた以外の技を用いること。
- (13) その他これに準ずる行為

原則として「警告」とする場合

- (14) 当身技において衝撃的な打突を行うこと。
- (15) 足を止めた状態で急所又はひじ関節に直接急激な負荷を加えること。
- (16) 審判員の制止又は指示に従わないこと。
- (17) 相手の人格を無視するような言動をすること。
- (18) その他これに準ずる行為

原則として「反則負け」とする場合

- (19) 人命にかかる技、特に競技者の頭部を強打させる可能性がある技をかけた場合
- (20) 反則によって相手側に競技続行不可能な傷害を負わせた場合
- (21) その他これに準ずる行為

備考)

団体戦の勝敗は出場各組の勝ち数により決定する。団体戦では引き分けを認める。勝ち数が同数の場合は、代表決定戦一試合を行う。

2016年6月1日